

協会けんぽ みやざき

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行は廃止となり「マイナ保険証」の使用を基本とする制度に変わります。

令和6年12月2日以降、新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際、事業主の皆様へお送りするものは以下の通りです。

1 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。
各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。

紙製

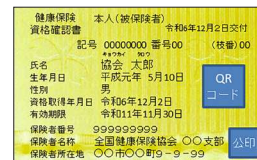
資格情報のお知らせ
記号……番号…枝番…
氏名 ……………
生年月日 ……………
資格取得年月日 ……………
保険者番号 ……………
保険者名称 ……………

医療機関等の 受診時の使い方	オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示。 (資格情報のお知らせのみでは受診できません。)
入手方法	協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。 紛失、棄損された場合は、再交付の申請をお願いします。
退職時の 返却について	返却は不要です。

2 資格確認書

加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を発行します。
マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等に受診する際にご利用ください。

プラスチック製



医療機関等の 受診時の使い方	医療機関等へ提示
入手方法	①資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に ☒ チェックをされた方に発行します。(2週間前後) ②チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30日～50日後に発行します。
有効期限	最大5年間
退職時の 返却について	有効期限内の退職の場合、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

3 高齢受給者証

70歳以上の方には、引き続き「高齢受給者証」を発行します。
マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。

現行の発行済みの保険証(水色)は令和7年12月1日まで使用可能です。
令和7年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に保険証を添付して返却してください。
令和7年12月2日以降の退職の場合、保険証の返却は不要です。